

# 介護老人保健施設ハピネス椿

令和3年10月1日 改定

## 保健施設Ⅰ（ⅰ）

## 〈従来型個室〉【基本型】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本利用料	714	759	821	874	925
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	34				
夜勤職員配置加算	24				
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6				
※食費	1,445				
※居住費	1,668				
1日あたり合計	3,891	3,936	3,998	4,051	4,102
1ヶ月あたり合計（30日）	116,730	118,080	119,940	121,530	123,060
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数×3.9%				
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	総単位数×1.7%				

介護保険負担割合 1割の方の場合

## 加算項目（該当する方のみにかかる費用）

初期加算	30単位
外泊時	362単位/月6日を限度
外泊時費用（在宅サービス利用）	800単位/月6日を限度
短期集中個別リハビリテーション実施加算	240単位
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240単位/週3日を限度
ターミナル加算	死亡日以前31日以上45日以下80単位、4日以上30日以下160単位、2日以上3日以下820単位、死亡日1650単位
入所前後訪問指導加算	(Ⅰ)450単位 (Ⅱ)480単位
退所時等支援加算	試行的退所時指導加算400単位、退所時情報提供加算500単位、入退所前連携加算(Ⅰ)600単位、入退所前連携加算(Ⅱ)400単位
栄養マネジメント強化加算	11単位
経口移行加算	28単位
経口維持加算	(Ⅰ)400単位/月 (Ⅱ)100単位/月
口腔衛生管理加算	(Ⅰ)90単位/月 (Ⅱ)110単位/月
療養食加算	6単位/日に3回を限度

かかりつけ医連携薬剤調整加算	(Ⅰ)100単位/月に1回を限度 (Ⅱ)240単位/月に1回を限度 (Ⅲ)100単位/月に1回を限度
緊急時治療管理	518単位/月3回限度
所定疾患施設療養費	(Ⅰ)239単位/月に7回を限度 (Ⅱ)480単位/月に10回を限度
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	33単位/月
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ)3単位/月 (Ⅱ)13単位/月 (Ⅲ)10単位/3月に1回を限度
排せつ支援加算	(Ⅰ)10単位/月 (Ⅱ)15単位/月 (Ⅲ)20単位/月 (Ⅳ)100 単位/月
自立支援促進加算	300単位/月
科学的介護推進体制加算	(Ⅰ)40単位/月 (Ⅱ)60単位/月
安全対策体制加算	20単位/1回を限度

電化製品持ち込みによる電気代、理容・美容代は別途自己負担となります。

上記介護サービス費は、自己負担割合によって利用料金が異なります。(1単位は10円)

#### ※食費と居住費

負担段階	食費	居住費
第1段階	300	490
第2段階	390	490
第3段階(1)	650	1,310
第3段階(2)	1,360	1,310
第4段階	1,392	1,668

負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている限度額がお支払いいただく上限となります。